

令和6年度答申第68号
令和7年2月21日

諮問番号 令和6年度諮問第93号（令和7年1月23日諮問）
審 査 庁 国土交通大臣
事 件 名 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則9条の2に基づく登録実務講習
の登録申請拒否決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号。以下「国交省関係民泊新法施行規則」という。）9条の2の規定に基づき、登録実務講習の登録の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、国土交通大臣（以下「処分庁」という。）が本件申請を拒否する決定（以下「本件拒否決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 定義

ア 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「民泊新法」という。）2条3項は、この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）3条の2第1項に規定する営業者（同法

3条1項の許可を受けて旅館業を営む者をいう。)以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいうと規定している。

イ 民泊新法2条4項は、この法律において「住宅宿泊事業者」とは、民泊新法3条1項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいうと規定している。

ウ 民泊新法2条5項は、この法律において「住宅宿泊管理業務」とは、民泊新法5条から10条までの規定による業務（宿泊者の衛生の確保、宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、宿泊者名簿の備付け等、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明、苦情等への対応）及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅（民泊新法3条1項の届出に係る住宅をいう。以下同じ。）の維持保全に関する業務をいうと規定している。

エ 民泊新法2条6項は、この法律において「住宅宿泊管理業」とは、住宅宿泊事業者から民泊新法11条1項の規定による委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業をいうと規定している。

オ 民泊新法2条7項は、この法律において「住宅宿泊管理者」とは、民泊新法22条1項の登録を受けて住宅宿泊管理業を営む者をいうと規定している。

(2) 住宅宿泊事業

ア 民泊新法3条1項は、都道府県知事に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法3条1項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができると規定している。

イ 民泊新法11条1項は、住宅宿泊事業者は、同項各号のいずれかに該当するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理者に委託しなければならないと規定し、同項1号には「届出住宅の居室の数が、一の住宅宿泊事業者が各居室に係る住宅宿泊管理業務の全部を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数を超えるとき。」が、同項2号には「届出住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）となる時（住宅宿泊事業者

が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅との距離その他の事情を勘案し、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合として国土交通省令・厚生労働省令で定めるときを除く。）」が掲げられている。

(3) 住宅宿泊管理業

ア 民泊新法 22 条 1 項は、住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないと規定している。

イ 民泊新法 25 条 1 項は、国土交通大臣は、上記アの登録を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならないと規定し、同項 11 号には、「住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として国土交通省令で定めるもの」が掲げられている。

(4) 登録実務講習

ア 国交省関係民泊新法施行規則 9 条は、上記(3)のイの国土交通省令で定める者は、同条各号のいずれかに該当する者として規定し、同条 1 号には「次のいずれにも該当する者」が、同条 2 号には「住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていると認められない者」が掲げられている。

そして、国交省関係民泊新法施行規則 9 条 1 号イには、「管理受託契約の締結に関する実務についての講習であって、次条から第 9 条の 5 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習」という。）を修了した者でないこと。」が掲げられている。

なお、上記の「管理受託契約」とは、住宅宿泊管理業務の委託を受けることを内容とする契約をいう（民泊新法 32 条 1 号）とされている。

イ 国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 2 第 1 項は、上記アの登録は、登録実務講習の実施に関する事務（以下「登録実務講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行うと規定している。

ウ 国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 2 第 2 項は、上記アの登録を受けようとする者は、その者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、登録実務講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地並びに登録実務講習事務を開始しようとする年月日を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないと規定している。

エ 国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 2 第 3 項は、上記ウの申請書には、同項各号に掲げる書類を添付しなければならないと規定し、同項 3 号には、「講師が第 9 条の 4 第 1 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類」が掲げられている。

オ 国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 4 第 1 項は、国土交通大臣は、上記イによる登録の申請が同項 1 号及び 2 号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならないと規定し、同項 1 号には講習の要件が、同項 2 号には講師の要件が掲げられている。

そして、国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 4 第 1 項 2 号は、講師の要件として、講師は同号イからハまでのいずれかに該当する者でなければならないと規定し、同号イには「弁護士であって、管理受託契約の締結に係る実務に関する知識を有する者」が、同号ロには「住宅宿泊管理業に 2 年以上従事した経験を有する者であって、管理受託契約の締結の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者」が、同号ハには「イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」が掲げられている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和 5 年 1 2 月 4 日、処分庁に対し、国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 2 の規定に基づき、登録実務講習の登録の申請（本件申請）をした。

審査請求人は、本件申請に係る登録実務講習登録申請書（以下「本件申請書」という。）に添付して、本件申請に係る講師（以下「本件講師」という。）が国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 4 第 1 項 2 号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類（国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 2 第 3 項 3 号に掲げる書類。以下「講師の要件を証する書類」という。）として経歴書（以下「本件経歴書」という。）を提出した。

本件経歴書には、本件講師である審査請求人の代表取締役の職歴として、「A 社 法人営業」、「X（審査請求人）設立 代表取締役（現任）」、「B 行政書士事務所設立 所長（現任）」、「C 社 取締役（現任）」、「D 社 取締役」、「E 社 取締役（現任）」、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」及び「F 社 取締役（現任）」と記載されていた。

（本件申請書、本件経歴書）

(2) 処分庁は、令和5年12月6日付けで、審査請求人に対し、講師の要件を証する書類について補正（追加書類の提出）を指示した（補正期限：令和6年1月15日）ところ、審査請求人は、令和5年12月7日付けのメール（以下「本件補正メール」という。）で、「ハ（注：国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハ）にて申請予定です。」とした上で、本件講師の職歴を「Xの代表として民泊の運営、管理の実務経験」、「行政書士として、民泊、旅館業の申請業務の実務経験、民泊苦情窓口としての実務経験」、「民泊の運営管理に関するコンサルタントとしての実務経験」、「元G行政書士会副会長」、「経営革新等認定支援機関として、旅館業の事業再構築補助金の認定取得及び支援」及び「マンション管理士として、管理組合と民泊事業者との契約締結、民泊管理方法の確認」と補正し、処分庁に対し、必要書類を照会した。

（「登録実務講習の登録に係る申請に関する補正について」と題する書面、
本件補正メール）

(3) 処分庁は、令和5年12月13日付けのメールで、審査請求人に対し、国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハの場合にも、同号イ及びロの場合と同様に、要件に該当する資格・実務経験を証する書類及び管理受託契約の締結の実務に関する知識・経験を有することを証する書類が必要になることを説明した上で、本件補正メールに記載の職歴では、本件講師は管理受託契約の締結の実務に関する知識・経験を有する者に該当しないと回答し、本件講師が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験となる管理受託契約の締結の実務に関する資格・経歴を有することを証する書類（すなわち、本件講師が同号ハに該当することを証する書類）を提出するよう依頼した。

これに対し、審査請求人は、令和5年12月13日付けのメールで、処分庁に対し、本件講師は行政書士として住宅宿泊管理業者と全く同じ業務を行っていると主張して、本件講師は管理受託契約の締結の実務に関する知識・経験を有する者に該当しないとの処分庁の上記回答について理由の説明を求めた。

（処分庁の令和5年12月13日付けのメール、審査請求人の同日付けのメール）

(4) 処分庁は、令和5年12月14日付けのメールで、審査請求人に対し、国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ロは、住宅宿泊管理業者

に係る義務や禁止事項等について精通し、管理受託契約の締結の実務に関し適切に指導することができる能力を求めているところ、本件講師が行政書士として行っていると審査請求人が主張する業務は、住宅宿泊管理業者に求められる義務等を網羅していないから、本件講師は管理受託契約の締結の実務に関する知識・経験を有する者に該当しないと回答し、改めて、本件講師が国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識・経験となる管理受託契約の締結の実務に関する資格・経歴を有することを証する書類（すなわち、本件講師が同号ハに該当することを証する書類）を提出するよう依頼した。

これに対し、審査請求人は、令和5年12月15日付けのメールで、処分庁に対し、本件申請書の添付書類を確認したが、本件講師は国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ロの要件を満たしていると主張し、処分庁の上記回答では、本件講師が同号「ハの要件（を満たしていないこと）の説明にはなっていない」と回答した。

（処分庁の令和5年12月14日付けのメール、審査請求人の同月15日付けのメール）

- (5) 処分庁は、令和5年12月18日付けのメールで、審査請求人に対し、国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハは「他の法令に規定する不動産の管理に関する業務（例えば、賃貸住宅管理業等）に従事し管理受託契約の締結について2年以上の実務経験を積んでいるものの、住宅宿泊管理業に従事した期間が2年未満である者等」を想定しているとして、本件講師がこれに該当することを証する書類（講師の要件を証する書類）の追加提出を求めた。

しかし、審査請求人は、補正期限である令和6年1月15日を経過しても、処分庁に対し、連絡をせず、また、講師の要件を証する書類の追加提出もしなかったことから、処分庁は、同月16日、同月30日及び同年3月1日、メール又は電話で、審査請求人に対し、補正の意思を確認するための連絡をしたが、審査請求人は、処分庁に対し、連絡をせず、また、講師の要件を証する書類の追加提出もしなかった。

（処分庁の令和5年12月18日付けのメール、本件申請の経過メモ（「住宅宿泊管理業に係る登録実務講習実施機関の申請について」と題する書面））

- (6) そこで、処分庁は、令和6年4月10日付けで、審査請求人に対し、本

件申請書に添付された本件経歴書は「予定されている講師が規則（注：国交省関係民泊新法施行規則）第9条の4第1項第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であることを証する書面とは認められないため」との理由を付して、本件申請を拒否する決定（本件拒否決定）をした。

（「管理受託契約の締結に関する実務についての講習に係る登録の拒否について（通知）」と題する書面）

(7) 審査請求人は、令和6年6月13日、審査庁に対し、本件拒否決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(8) 審査庁は、令和7年1月23日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件拒否決定の取消しを求める。

(1) 審査請求書

処分庁は、本件申請について条文（国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号）以外の文言を付加して判断しており、本件講師の要件に問題はない。

(2) 弁明書⑧

ア 本件講師の経歴は、以下のとおりである。

(ア) 職歴

×代表取締役としての民泊の運営・管理の実務経験、行政書士としての民泊・旅館業の申請業務の実務経験及び民泊苦情窓口としての実務経験、民泊運営管理に関するコンサルタントとしての実務経験、元G行政書士会副会長、経営革新等認定支援機関としての旅館業の事業再構築補助金取得及び支援、マンション管理士としての管理組合と民泊事業者との契約締結、民泊管理方法の確認等の実務経験

(イ) 資格

行政書士、マンション管理士、マンション業務管理主任者、宅地建物取引士

イ 上記アの経歴で、国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号イ又はロと同等であると認められないのであれば、どのような場合に同等と認められるのであろうか。

処分庁は、本件講師の経歴がいずれも民泊新法2条6項に規定する住宅宿泊管理業に当たらないことを本件拒否決定の理由としているが、そもそも、国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号イ及びロは、どちらも「管理受託契約」という文言を使用し、「住宅宿泊管理業に関する管理受託契約」とは規定していない。すなわち、条文は、講師に必要な実務経験を住宅宿泊管理業に限っていない。

したがって、本件拒否決定は、処分庁が条文の文言を限定的に解釈しているところに誤りがある。

(3) 回答書

ア 本件講師の経歴は、以下のとおりである。

(ア) A社（平成元年4月～平成3年3月）

H社（マンションデベロッパー）に出向し、以下の法務に従事した。

- ・マンション管理組合同規約作成
- ・マンション建設の際の近隣対策
- ・住民説明会の開催
- ・入居者からの苦情処理

(イ) X（平成30年4月～令和3年3月）

- ・民泊の運営（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

(ウ) B行政書士事務所（平成27年4月～現在）

- ・旅館業の申請
- ・民泊の申請
- ・旅館業者、民泊業者及び民泊管理業者に対する助言（顧問）
- ・契約書作成等の書類作成業務
- ・近隣説明会の開催支援

(エ) 行政書士に対する講師

- ・旅館業の許可申請についての講師（平成25年～現在）
- ・民泊の許可申請についての講師（平成30年～現在）

(オ) 経営革新等認定支援機関（平成30年～現在）

- ・旅館業に対する経営革新取得の助言
- ・簡易宿泊事業者に対する事業再構築補助金申請の支援
- ・旅館業者に対する事業再構築補助金申請の支援

イ 国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号イ及びロの要件のうち、①前段の要件（「弁護士」であること及び「住宅宿泊管理業に2年

以上従事した経験を有する者」であること）については、本件講師が行政書士という資格を保有し、かつ、民泊や旅館業の許可申請を多数行っている実績があること、民泊の運営も行っていること及び民泊運営会社の顧問として管理運営に対して助言を行っていることで、満たしていると考え、②後段の要件（「管理受託契約の締結に係る実務に関する知識を有する者」であること及び「管理受託契約の締結の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者」であること）についても、本件講師が行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士及びマンション管理業務主任者の資格を保有していることで、満たしていることが明らかである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件の論点は、本件講師が登録実務講習の登録の要件である国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号イ、ロ又はハに該当するか否かである。

(1) 国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号イに該当するか否かについて

国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号イは、講師が「弁護士」であることを要件としているところ、本件講師は、その経歴・職歴から、「弁護士」であることを確認することができなかったから、同号イに該当するとはいえない。

(2) 国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ロに該当するか否かについて

国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ロは、講師が「住宅宿泊管理業に2年以上従事した経験を有する者」であることを要件としているところ、本件講師は、その経歴・職歴から、住宅宿泊管理業に2年以上従事した経験を有することを確認することができなかったから、同号ロに該当するとはいえない。

(3) 国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハに該当するか否かについて

ア 国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハのうち「イ（中略）に掲げる者と同等以上の知識（中略）を有する者」とは、弁護士の登録は行っていないものの、弁護士となる資格を有する者（弁護士法（昭和24年法律第205号）4条及び5条）を想定しているところ、本件講師は、その経歴・職歴から、弁護士となる資格を有することを確認する

ことができなかったから、上記の「イ（中略）に掲げる者と同等以上の知識（中略）を有する者」に該当するとはいえない。

イ 国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 4 第 1 項 2 号ハのうち「ロに掲げる者と同等以上の（中略）経験を有する者」とは、住宅宿泊管理業に従事した期間が 2 年未満であるものの、他の法令に規定する不動産の管理に関する業務（賃貸住宅管理業又はマンション管理業）に従事して当該他の法令に規定する管理受託契約の締結について 2 年以上の実務経験を積んでおり、民泊新法に規定する管理受託契約の締結の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者を想定しているところ、本件講師は、その経歴・職歴から、他の法令に規定する管理受託契約の締結について 2 年以上の実務経験を積んでいることを確認することができなかったから、上記の「ロに掲げる者と同等以上の（中略）経験を有する者」に該当するとはいえない。

2 上記 1 で検討したところによれば、本件講師は、国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 4 第 1 項 2 号イ、ロ又はハのいずれにも該当するとはいえないから、本件申請は、同項に規定する登録の要件を満たしていない。

したがって、本件拒否決定は適法なものであり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件拒否決定に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第 3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件拒否決定の違法性又は不当性について

(1) 本件では、本件講師が国交省関係民泊新法施行規則 9 条の 4 第 1 項 2 号に規定する講師の要件に該当するか否かが問題となっているが、本件諮問においては、本件講師が同号イ、ロ又はハのいずれに該当するとして本件申請がされたのかが明確になっていない。

しかし、本件申請における講師の要件を証する書類の補正（追加書類の提出）をめぐる処分庁と審査請求人とのやり取り（上記第 1 の 2 の(2)から(5)まで）によれば、本件申請は、本件講師が国交省関係民泊新法施行規則

9条の4第1項2号ハのうち「ロに掲げる者と同等以上の（中略）経験を有する者」に該当するとしてされたものと解するのが相当である（この点についての当審査会からの照会に対し、審査請求人は、令和7年2月13日付けのメールで、上記の解釈で相違ないと回答した。）。

- (2) そこで、本件講師が国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハのうち「ロに掲げる者と同等以上の（中略）経験を有する者」に該当するか否かについて検討する。

住宅宿泊管理業は、住宅宿泊事業者との間で、その届出住宅に係る管理受託契約を締結して、有償で、住宅宿泊管理業務を行う事業である（民泊新法2条6項、11条1項、32条1号）から、委託者である住宅宿泊事業者の利益が害されないようにするため、受託者である住宅宿泊管理業者による住宅宿泊管理業務の遂行が法令に従って適切に実施されることを確保する必要がある。そこで、住宅宿泊管理業は、国土交通大臣の登録を受けなければ営むことができない（民泊新法22条1項）こととされ、住宅宿泊管理業の登録を受けるためには、「住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制」が整備されていることが必要であるとされている（民泊新法25条1項11号）。そして、令和5年国土交通省令第57号による国交省関係民泊新法施行規則の改正（同年7月19日施行）により、登録実務講習の制度が導入され、登録実務講習を修了した者であることが住宅宿泊管理業の登録要件の一つとされた（国交省関係民泊新法施行規則9条1号イ）。これは、登録実務講習が「管理受託契約に関する事項、契約書面等の作成に関する事項、法令の趣旨や管理業者の役割等について修了試験を含む講習を行う」ものであるため、「当該講習を修了することで、管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制を担保することができる」からであるとされている（国土交通省不動産・建設経済局参事官作成「国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令－官房総務課御説明資料－」と題する書面（令和5年5月））。

したがって、登録実務講習の講師には、管理受託契約の締結に係る実務に関し適切に指導することができる能力が必要であると解されるところ、国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ロは、「住宅宿泊管理業に2年以上従事した経験を有する者」であることを要件としているから、同号ハのうち「ロに掲げる者と同等以上の（中略）経験を有する者」とは、

住宅宿泊管理業に従事した期間が2年未満であるものの、他の法令に規定する不動産管理業（賃貸住宅管理業又はマンション管理業）に2年以上従事した経験を有し、民泊新法に規定する管理受託契約の締結の実務に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者をいうものと解するのが相当である。

しかし、本件経歴書及び本件補正メールには、本件講師が上記の「他の法令に規定する不動産管理業（賃貸住宅管理業又はマンション管理業）に2年以上従事した経験」を有していることは記載されていない（上記第1の2の(1)及び(2)）し、審査請求人は、処分庁から、本件講師が国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハに該当することを証する書類（講師の要件を証する書類）の追加提出を繰り返し求められたにもかかわらず、当該書類を提出しなかった（上記第1の2の(3)から(5)まで）。

したがって、本件講師は、上記の「ロに掲げる者と同等以上の（中略）経験を有する者」に該当するとは認められない。

(3) 審査請求人は、処分庁が、本件申請について条文（国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号）以外の文言を付加して判断しているとか、条文の文言を限定的に解釈しているところに誤りがあるなどと主張する（上記第1の3の(1)及び(2)のイ）が、これは、審査請求人の独自の見解であって、採用することができない。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件講師は、国交省関係民泊新法施行規則9条の4第1項2号ハに該当しないから、本件申請は、登録事務講習の登録の要件の一つである講師の要件を満たしていない。

したがって、本件拒否決定は、違法又は不当であるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美